

事務連絡

平成 27 年 5 月 29 日

各業界団体 個人情報保護ご担当者 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課

マイナンバー制度の施行に向けた準備等について

マイナンバー制度については、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）」（以下「番号法」という。）に基づき、本年 10 月以降、全国民に個人番号が付番され、来年 1 月からマイナンバーの利用及び個人番号カードの交付開始が予定されている。これを受け、行政機関、事業者等において、個人番号及び特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を取り扱う全ての者に番号法が適用され、厳格な取り扱いが求められることになる。

今般、内閣官房社会保障改革担当室より、マイナンバー制度の施行に向けた準備について、関係業界団体へ働きかけるよう依頼があった。

については、貴団体において、個人番号及び特定個人情報を取り扱う事務については、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を踏まえ、必要となる措置等の準備を遺漏なく行うとともに、傘下会員に対しても必要な準備等が確実に行われるよう、周知方願いたい。

【参考資料】

[内閣官房の Web サイト]

- ・マイナンバー 社会保障・税番号制度のトップページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

- ・マイナンバー制度 概要資料

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/h2702_gaiyou_siryou.pdf

- ・事業者向けマイナンバー資料

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/j_koho_setumei_h2702.pdf

[特定個人情報保護委員会の Web サイト]

- ・「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」

<http://www.ppc.go.jp/files/pdf/261211guideline2.pdf>

[政府広報オンラインの Web サイト]

- ・社会保障・税番号制度＜マイナンバー＞ 法人向けご案内のページ

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyuu/mynumber/corp/>